# ◇西原町町民交流センター・ご利用上の注意点◇

西原町町民交流センターは、西原町の町民の文化・芸術活動の創造、発表、鑑賞の場の交流拠点及び町民の健康づくり、町民の防災の拠点として、子どもから大人まで、長く愛される魅力ある施設を目指しています。

施設のご利用について、西原町町民交流センターの設置及び管理に関する条例及び関係規則などにより、下記事項の遵守を定めています。使用者及び入場者皆様のご協力お願いします。

- 1. 使用許可の制限(次のいずれかに該当する場合は、使用を制限します。)
- (1) 公の秩序または善良な風俗に反するおそれがあると認められる場合。
- (2) 集団的、または常習的に暴力的不当行為を行うおそれのある組織(団体)の利用。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けた場合。
- (4) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他、不適切と認められる場合。

### 2. 安全管理

- (1) 催物参加者の事故防止のため、案内誘導を適切に行って下さい。
- (2) 万が一、事故が起こった場合は、速やかに当センター運営事務局までご連絡下さい。 ※安全管理には十分に配慮願いします。

#### 3. 損害賠償及び免責

- (1) 使用中に当センターの重大な過失がない限り、当センターはその責任を負いかねます。
- (2) 当センターの施設・附属備品を破損、損失、汚損した場合は、申請者に実費相当を弁償して頂きます。(『損傷・減失届』の提出が必要です。)

### 4. 駐車場等

- (1) 当センター駐車場は、西原町役場との併用となります。(約260台収容)
- (2) ご利用の際は、駐車場係並びに誘導係の配置をお願いします。
- (3) 近隣施設(町中央公民館、町立図書館)の駐車場使用はできません。
- (4) 施設利用後は、ごみの持ち帰りなどを含め、原状復帰をお願いします。

### 5. 使用者の遵守事項

- (1) 建物その他の施設、設備等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 入場者の秩序を維持するため責任者及び必要に応じて整理員を置き、収容人数は、使用する施設 の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 寄附金品の募集、物品等の展示販売、宣伝その他これらに類するものを掲示し、又は配布してはならないこと。
- (5) 使用許可を受けないで施設の器具を使用しないこと。
- (6) 使用許可を受けないで壁、床、柱等に張り紙又は釘打ちをしないこと。

# ※セロハン・ガムテープの使用は禁止です。養生テープもしくは粘着が弱いテープをご用意ください。 ※その他必要な消耗品(画鋲、筆記用具、紙等)もお持込ください

- (7) 雨天の際は、雨具入れなどを備えて入場者の便宜を図ること。
- (8) 秩序を乱し、他人に迷惑となる物品又は動物類(身体障害者補助犬は除く。) を持ち込まないこと。
- (9) 火災、盗難の予防等に留意し、使用に係る施設における秩序を維持すること。

- (10) その他管理上支障があると認める行為をしないこと。
- 6. 入場者の遵守事項(使用者側においても、入場者に対しご案内願います。)
- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 交流センター内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 雨天の際は、場内に雨具を持ち込まないこと。
- (6) 秩序を乱し、他人に迷惑となる物品又は動物類(身体障害者補助犬は除く。) を持ち込まないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交流センターの職員又は使用者の指示に反する行為をしないこと。 ※携帯電話の使用は禁止です。
- ※当センターは移動式客席のため、携帯電話を落とした場合、センター施設の故障につながる場合があります。ご注意願います。
- 7. 物品販売や展示、募金、危険物の持ち込み、録音、録画を希望される場合

原則、禁止となっていますが、事前調整により許可する場合があります。当センター運営事務局に確認してください。(販売行為等申請書の提出が必要となります。)

- 8. 舞台ご利用に関するご注意
- (1) ホール対応の作業範囲

当センターのホール対応範囲の作業は、別紙「◇舞台ご利用に関するご注意◇」をご覧ください。

(2) 舞台上の土足について

舞台上の土足使用については、特に禁止ではありませんが、下駄、ハイヒール等の鋭利な部分があるものなど、舞台を損傷又は汚す場合は使用禁止です。事前に確認お願いします。

- 9. その他事前確認
- (1) 火災予防上の禁止行為

東部消防本部火災予防条例第 23 条では、劇場の舞台又は客席で、喫煙及び裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を当該場所に持ち込むことを禁じています。喫煙及び裸火の使用、火薬等の危険物を演出効果の理由から使用する場合には、必ず事前に東部消防組合にご相談ください。また、スモークマシンのように火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為も同様の扱いとなりますので、ご注意下さい。

- (2) 音楽等著作権使用申請
  - (社)日本音楽著作権協会 那覇支部 Tel 098-863-1228 〒900-0029 那覇市旭町 116-37 カフーナ旭橋 C 街区オフィスコート 4F

≪問い合わせ先≫ 〒903-0118

沖縄県中頭郡西原町字小波津 555 番地 TEL(098)970-6155 FAX(098)911-7203 西原町町民交流センター係